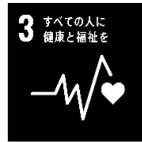


第4章 施策の展開

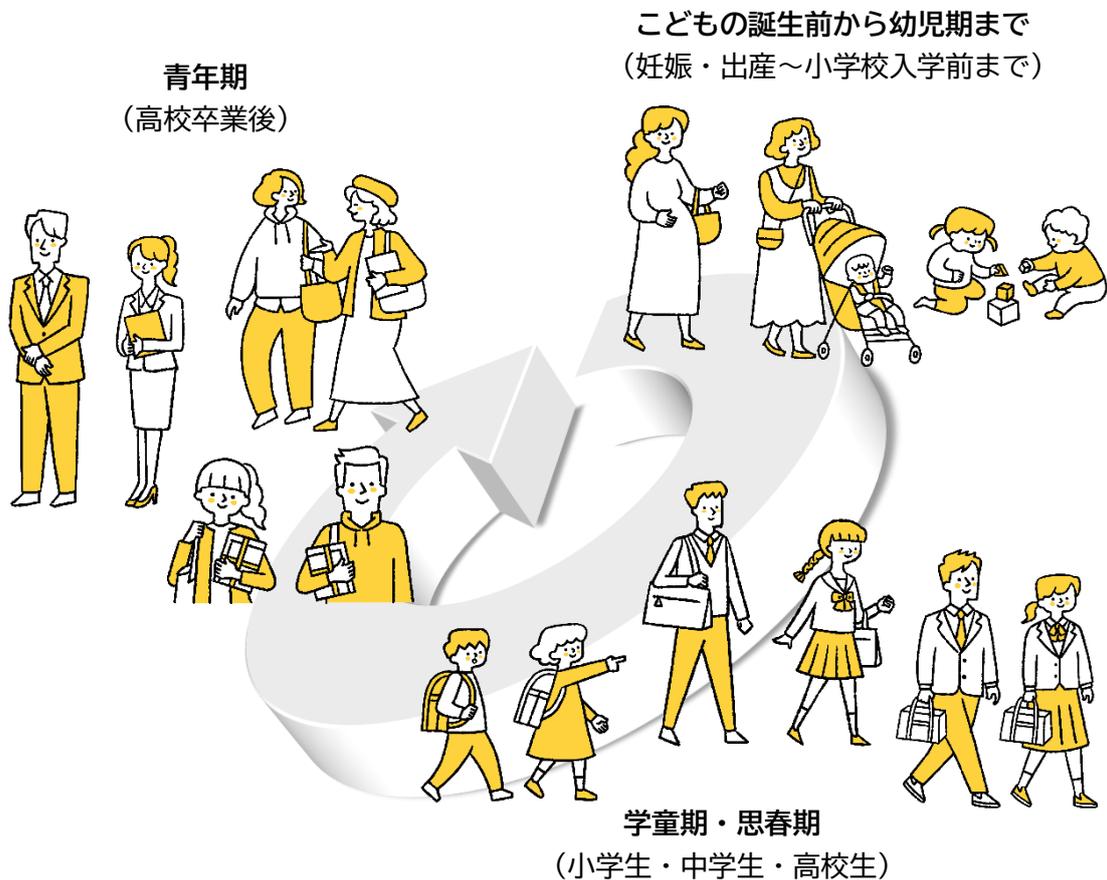
第4章 施策の展開

基本目標1 すべてのライフステージに、切れ目ないサポートとワクワクを！



こどもや若者、子育て当事者の状況に応じ、健やかな成長と自己肯定感を育み、必要なサポートが特定の年齢で途切れることなく行われるよう、関係機関が連携して切れ目なく支援します。

■ ライフステージに応じた切れ目ない支援 循環イメージ



基本施策(1) こどもの誕生前から幼児期まで(妊娠・出産～小学校入学前まで)

- 母とこどもの健康の確保
- 就学前教育・保育、子育て支援の体制確保

安心して出産・子育てができるよう、母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

また、民間との協働を進め保育サービスの充実を図ります。

基本施策(2) 学童期・思春期(小学生・中学生・高校生)

- 生きる力を育む園・学校教育の充実
- いじめや不登校への対応
- 幼・保・小の連携

こどもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培うとともに、社会環境の変化にも柔軟に対応し、主体的に生きていくことができるよう、生活・学習の基礎基本の習得と豊かな人間性を培う取り組みを進めます。

基本施策(3) 青年期(高校卒業後)

- 若者を呼び込む施策の推進
- 結婚・妊娠を望む人への支援

次代を担う若者の地域への愛着を図り、若い世代の生活の基盤の安定を図ることで、中津川市で暮らすことへの支援を行います。

基本施策(4) 複数のライフステージに掛かるもの

- こどもの権利保障、社会参画・意見反映
- 多様な子育て支援サービス環境の整備
- 家庭や地域での健全育成の推進

こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、その最善の利益を図るとともに、地域ぐるみでこどもの育ちを支え、保護者や地域の人々が参画する支援の仕組みづくりを推進します。

基本目標2 どんな困難も乗り越え、未来への道をひらく支えを！



育児不安や児童虐待の早期発見に努めるとともに、こどもの現在と将来が生まれ育った環境や障がい、貧困等によって左右されることのないよう、一体的な相談体制で支援します。

基本施策(1) 配慮が必要なこどもへの支援

障がいや医療的ケア、家庭の状況等の理由から支援を必要とするこども・若者に、関係機関の連携体制を強化して適切な支援・サービスにつなげます。

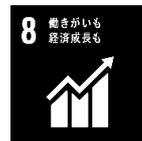
基本施策(2) 一体的な相談支援体制の推進

母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行うこども家庭センターを核として、各機関が連携して必要な支援や情報・サービスの提供を行い、育児不安の解消や児童虐待の根絶を図ります。

基本施策(3) こどもの貧困対策の推進

貧困の状態にあるこどもや若者、ヤングケアラー等を支援し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、こどもの健やかな成長や自立につなげます。

基本目標3 子育てをする人に、笑顔とゆとりと喜びを！



子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりを持って子どもと向き合い、安心して子育てできるよう支援します。

■ こども未来戦略活性化プラン(こども家庭庁)



基本施策(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう、各種手当等による経済的支援を行います。

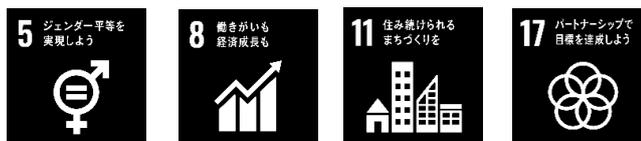
基本施策(2) 安心して子どもを預けられる環境整備の推進

子育て当事者が孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、一時預かり等を拡充し、保護者が子どもと向き合えるよう支援します。

基本施策(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行い、就労支援や経済的支援等により、生活の自立・安定・向上を図ります。

基本目標4 まち全体で力を合わせ、子どもを育む環境づくりを！



市民の希望する結婚、出産及び子育てを可能としつつ、働く意欲を持つ全ての人が仕事を続けられるよう、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備や、子どもを犯罪から守る、社会全体の意識啓発を進めます。

基本施策(1) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立のため、保育サービスの充実に加え、子育てしやすい職場環境づくりの働きかけを進めます。

基本施策(2) 安全・安心なまちづくり

誰もが安全・安心に子育てができ、快適に暮らせるまちづくりを目指すとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故や犯罪に巻き込まれないための対策を推進します。

基本施策(3) 地域社会で子どもを支えていく仕組みづくり

地域の人々や団体の協力を得て、異年齢の人たちと子どもたちとの交流を図り、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

1 具体的な施策

※事業名における★印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています。

基本目標1 すべてのライフステージに、切れ目ないサポートとワクワクを！

(1) こどもの誕生前から幼児期まで（妊娠・出産～小学校入学前まで）

■ 母とこどもの健康の確保

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査	3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行い、発達・発育状況の確認をし、育児不安の解消を図るとともにこどもの健やかな発達を促します。	健康医療課
★乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が全戸訪問し、子育ての相談や子育てに関する情報提供を行い、育児不安の軽減を図ります。	健康医療課
★妊産婦健康診査	妊娠期の健康診査費用と出産後間もない時期の産婦に対する健康診の費用を一部助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、母子の健康づくりにも寄与します。	健康医療課
健康相談事業	妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援を行い、こどもの健やかな発達保障や育児不安への支援につなげます。	健康医療課
歯科保健事業	歯みがき教室（乳幼児、幼稚園、保育園、小中学校）を行います。医療機関委託による個別妊婦歯科健診を行います。	健康医療課
感染予防事業	予防接種法に基づき、定期接種を実施します。	健康医療課
★産後ケア	心身の不調や育児不安があり、かつ家族からの支援を十分受ける事ができないお母さんが、安心して子育てができるよう、委託医療機関での宿泊や通所を通じて、心身のケアと育児相談を行います。	健康医療課
妊娠期からの生活習慣病予防の推進	生活習慣病予防のための栄養・食生活改善の指導・支援を行います。関係機関と連携し、ライフステージに応じた取り組みを実施します。	健康医療課
産科医療体制充実事業	里帰り出産の受入れ・分娩体制の一層の充実を図ります。	病院事業部 (総務人事課)
就学前の「食育」指導の推進	幼稚園・保育園・認定子ども園において四季を通じて、作物を育て、収穫し、調理をして食べる活動を通し食育に取り組み、身体や健康づくり、命の大切さ、仲間と協力し合うことを学びます。	幼児教育課
幼児相談	こどもの障がいや発達のつまずきを早期に発見し、適切な支援を行うために、乳幼児の発達相談を実施します。	幼児教育課

■ 就学前教育・保育、子育て支援の体制確保

事業名	事業内容	担当課
★地域子育て支援拠点事業	親子の遊びの場、交流の場、子育て情報の提供と相談及びニーズに沿った育児支援を、市内7か所の子育て支援センターや既存の地域施設や保育園など身近な場所での出張ひろばで行います。	子ども家庭課
児童手当の支給	家庭等の生活の安定と児童の健やかな成長を目的として児童手当を支給します。	子ども家庭課
妊婦支援給付金(出産子育て応援交付金)	妊娠・出産時の関連用品の購入や子育て支援サービス等の利用負担軽減を図る「経済的支援」です。	子ども家庭課
岐阜県第2子以降出産祝金	第2子以降の子が生まれた世帯に対し、10万円の祝金を支給します。(岐阜県事業)	子ども家庭課
多胎家庭支援事業	多胎児を妊娠した方や子育て中の方に対して、育児不安や負担を軽減し、安心して子育てができるよう関係機関と連携して継続的な支援を行います。	健康医療課
子ども医療費助成事業	18歳までのこどもの医療費の自己負担額(保険診療分)を助成します。	社会福祉課
幼稚園・保育園・学校施設の整備	学校施設・幼稚園・保育園施設の良好な教育環境の維持を図るため、安全性・耐久性を確保し、計画的かつ効果的な施設設備の保全に取り組みます。	教育企画課 幼児教育課
★教育・保育の充実	幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、民間との連携と役割分担の下で、市民の幼児教育・保育ニーズに応える受入体制を整え、園児の健全な心身の発達と、生活の基礎基本の習得を図ります。	幼児教育課
幼稚園・保育園・認定こども園における子育て支援の充実	未就園児親子(0～2歳)を園に招き、在園児との交流や親への情報提供、子育て相談などの支援を行います。	幼児教育課
中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画の推進	こどもたちの育ちにとって望ましい適切な集団規模を確保するための施設配置の見直しや幼児教育・保育の一体化を行います。	幼児教育課
保育士等の勤務環境の向上	こどもたちに適切な保育を提供するため、保育士・幼稚園教諭の労働環境を改善します。	幼児教育課
★こども誰でも通園制度の推進	保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促します。	幼児教育課
I C Tシステムの活用	公立保育園、幼稚園、こども園に保育所業務支援システムを導入し、欠席連絡、お便りなど保護者の利便性向上を図ります。	幼児教育課
給食費無償化事業	幼稚園・保育園・こども園に在籍する3歳以上児の給食費のうち、副食費分について月額4,800円を上限として無償化しています。	幼児教育課

(2) 学童期・思春期（小学生・中学生・高校生）

■ 生きる力を育む園・学校教育の充実

事業名	事業内容	担当課
命の教育の充実	自己肯定感と人間関係力を構築する力の育成を図ります。 情報モラル指導の強化を図るとともに、特別の教科・道徳など、教科との関連から指導の充実を図ります。 獣医師・助産師などとの連携を大切にし、命の授業を実施します。 地域や保護者との連携を大切にし、授業参観などを通して、一体となって学ぶ機会をつくります。	学校教育課 幼児教育課
絆プランの推進	園・学校での読書指導及び読み聞かせ、親子読書等、園・学校への啓発の充実により情緒豊かな心を育み、親子の絆を深めます。	学校教育課 幼児教育課
学力アッププログラムの推進	全園児・全児童生徒への学力アップシートの配布、保護者に対する学力アッププログラム手引の配布、HPによる情報提供を行います。各園・学校では生活習慣、学習習慣の改善をします。	学校教育課 幼児教育課
生活習慣病予防教室の実施	学校健診結果について学校教育課・養護教諭と連携し、学校健診後の生活習慣病予防について支援・協力します。	学校教育課
「食育」の推進	生活習慣病予防のための栄養・食生活改善の指導・支援を行います。関係機関と連携し、ライフステージに応じた取り組みを実施します。	学校教育課
外部評価を生かした園・学校運営の充実	幼稚園、小中学校において学校運営協議会委員による評価を実施し、P D C Aによる保育・教育内容及び学校・園運営の充実を図ります。また、保育園は外部評価の導入を検討します。	学校教育課 幼児教育課
教育課題推進指定校活動の推進	「基礎的・基本的な内容の確実な習得と定着」の徹底と、「個性を生かし問題解決能力を重視した教育」の二面から教育を推進します。	学校教育課
外国語指導助手（A L T）の活用	外国語指導助手を全市立小中学校へ派遣します。	学校教育課
確かな学力のための指導充実	児童生徒の学習向上を目指して、小中学校到達度テストの実施と分析、副読本の整備、教師用指導資料の充実を図ります。	学校教育課
G I G A端末の活用	こども1人に1台タブレットパソコンを用意し、これまでの学習スタイルにI C Tを組み合わせた新たな学びを推進します。タブレットパソコンを効果的に活用することで、一人一人に応じた学びと他者との協働的な学びを進めます。	学校教育課
奨学金貸付制度	進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な方に対し、修学上必要な資金を貸与し、有用な人材を育成することを目的とする制度です。	教育企画課

事業名	事業内容	担当課
学校規模等適正化 基本計画の推進	将来を担う子どもたちが、生活や学習の基礎基本の力を確実に身に付け、多様な価値観を培い、自立した社会人となる教育環境を整えることを目指します。 ・令和8年度：落合小・中学校と神坂小・中学校の統合 ・令和8年度：川上小学校と山口小学校を坂下小学校と統合 ・令和11年度：付知地区小学校統合	教育企画課 施設計画 推進室
高校就学準備等 支援金	お子さんの中学校卒業後、進学や就職等の準備費用に対する経済的な支援を行います。(岐阜県事業)	子ども家庭 課
高校生バス通学 補助事業	経済的負担の軽減のため、遠距離通学の高校生の通学定期券購入費用に対して補助を行います。	定住推進課
森林林業教育の実施	森林整備等の体験学習を実施することで、森林の働きや大切さを理解するとともに、林業への関心を深めます。	林業振興課
学校給食における 「地産地消」の推進	地元の新鮮な野菜や加工品などの農産物を活用した学校給食を提供することにより、学齢期から地産地消について学び、地元の生産者との交流を通じて農産物や農業への理解を深めます。	農業振興課

■ いじめや不登校への対応

事業名	事業内容	担当課
いじめ防止対策	中津川市におけるいじめの防止等のための基本的な方針（平成26年6月）に基づき、関係機関及び団体の連携を図り、いじめ防止対策を推進します。	防災安全課
子ども自立援助事業	学校不適応傾向の児童生徒の不登校の未然防止や、不登校児童生徒の学校復帰を目指すため、支援員等の派遣や設置、教育支援センター「あけぼの教室」「かやの木教室」、校内教育支援センターにおいて復帰のための支援を行います。	学校教育課
学力向上支援事業 (不登校対策指導 助手の配置)	不登校対策指導助手を配置し、心と体の健康調査から子どもたちの状況を確認しています。	学校教育課

■ 幼・保・小の連携

事業名	事業内容	担当課
幼児教育推進事業	小学校生活をスムーズにスタートさせるために、幼稚園・保育園・こども園・小学校が連携して、学びの連続性を保障するとともに、園児・児童一人ひとりの発達の見通しを共有することで、質の高い幼児教育・保育を展開し、小学校教育へとつなげます。	幼児教育課

(3) 青年期（高校卒業後）

■ 若者を呼び込む施策の推進

事業名	事業内容	担当課
新婚さん住まいの 応援事業	結婚5年以内のご夫婦の住宅取得等を応援します。補助額最大50万円。 (住宅の購入・増築に30万円。新築住宅の購入で10万円加算、市内に本店を置く事業者との契約で10万円加算)	定住推進課
空き家情報バンク	若者の住宅取得支援の一つとして、空き家の利活用を推進します。空き家情報バンクを運営し、空き家(売買・賃貸)を紹介します。	定住推進課
東京圏からの 移住支援	東京圏から中津川市に移住し、起業や就業する方への補助を行います。	定住推進課
定住情報ポータルサイト 「中津川に住もう！」	移住定住に関する支援策や空き家情報バンクなど、まとめて紹介できるポータルサイトを運営しています。	定住推進課
子育て世帯住まいの 応援事業	阿木・神坂・山口・川上・加子母地区で住宅を取得する子育て世帯を応援します。補助額30万円。	定住推進課
coagariのソフト事業 強化	域学連携の拠点施設 coagari (こあがり) を中心に行っていた域学連携活動を中心市街地全体に広げ、学生が地域の方と交流しながら学ぶ姿を増やします。また、学生・地域・企業をつなぐプラットフォーム(Webサイト)を運営し、域学連携の情報を発信するなど、coagariのソフト事業を強化します。	市民協働課
リニアを活用した まちづくりの推進	リニア開業を見据え、観光振興、地域の活性化などリニアを活用したまちづくりを推進します。	企画調整課
中津川・恵那 おしごとフェア	当地域で就職を希望する一般・パート求職者、大学生及びUターン希望者と地元求人事業所との出会いの場の創出と地域の雇用促進を目的とした就職説明会を行います。	商工振興課

■ 結婚・妊娠を望む人への支援

事業名	事業内容	担当課
生殖補助医療費の 助成	生殖補助医療を医療保険適用外で実施した体外受精及び顕微授精について、その治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康医療課
結婚活動支援事業	未婚者の出会いのサポートとして、結婚相談員による結婚相談所を運営するとともに、婚活イベントを開催します。また、市内各地域の結婚支援活動補助を行います。	定住推進課
空き家情報バンク (再掲)	若者の住宅取得支援の一つとして、空き家の利活用を推進します。空き家情報バンクを運営し、空き家(売買・賃貸)を紹介します。	定住推進課

事業名	事業内容	担当課
新婚さん住まい 応援事業 (再掲)	結婚5年以内のご夫婦の住宅取得等を応援します。補助額最大50万円。 (住宅の購入・増築に30万円。新築住宅の購入で10万円加算、市内に本店を置く事業者との契約で10万円加算)	定住推進課
産科医療体制 充実事業(再掲)	里帰り出産の受入れ・分娩体制の一層の充実を図ります。	病院事業部 (総務人事課)

(4) 複数のライフステージに掛かるもの

■ こどもの権利保障、社会参画・意見反映

事業名	事業内容	担当課
生徒会サミット	地域の魅力や課題を発見し、発信することで、社会参画の意識育みます。	学校教育課
次期総合計画策定 事業 (こどもへの意見聴取)	将来の中津川市を担うこどもたちに対して中津川市のまちづくりに関するご意見をいただくため、中津川市内の小学5年生から中学3年生を対象としたアンケート調査を実施します。	政策推進課
次期こども計画 策定事業 (こどもへの意見聴取)	こどもに関する施策に対する意見をこども自身から聴収します。	子ども家庭課
こども家庭センター の運営(再掲)	すべての子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として「こども家庭センター」を運営し、地域資源や支援メニューを活用しながら、専任の相談員や支援員が妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、要支援家庭やヤングケアラー、ひとり親家庭など困難な状況にある子育て世帯やこどもへの支援を行います。	子ども家庭課

■ 多様な子育て支援サービス環境の整備

事業名	事業内容	担当課
子育て支援情報の発信	子育てポータルサイトなかつこやInstagramを活用し、子育て世帯がインターネット・スマートフォン等を利用して手軽に子育て情報の収集ができるよう積極的な情報発信を行います。 子育てに関する様々な施策や情報を安心子育てガイドにまとめ、母子健康手帳の交付時や各種窓口で配布し、情報提供を行います。	子ども家庭課
なかつがわ 森の木遊館の運営	こどもたちが木に触れ、木に親しみ、森林とのつながりを体感できる施設を運営します。	林業振興課

■ 家庭や地域での健全育成の推進

事業名	事業内容	担当課
国内交流事業	他県の市町との小学生の派遣並びに受入を通じて、こども同士の交流を図るとともに、自然、文化などに触れ合います。 ①長崎県対馬市（蛭川） ②名古屋市、豊田市稲武地区（市内全域）	生涯学習 スポーツ課
国際交流事業	中学生の海外研修を通じて、国際的な感覚を育むことで、将来を担うこどもたちの幅広い人材育成へとつなげます。	生涯学習 スポーツ課
子どもの夢推進事業	多様な体験、他地域のこどもたちとの交流を図るため、スポーツ少年団活動を支援します。 豊かな心と郷土愛を育むため、子ども金メダルを贈呈し「夢と希望」を提供します。 全小学校の5年生を対象に「こころのプロジェクト夢教室」を開催し、トップアスリートから「夢」「仲間の大切さ」を学ぶ機会を提供します。	生涯学習 スポーツ課
子ども会活動の推進	子ども会活動、小学生の交流イベント、小学生を対象としたリーダー育成研修会などを実施します。	生涯学習 スポーツ課
青少年健全育成事業の取り組み	児童が健やかに育ち、家庭や地域と適切な関わりがもてるよう、地域での見守りや補導活動、啓発活動などを実施します。 ・少年の主張大会 ・三世代交流 ・有害図書等立ち入り調査 ・青少年悩みごと相談	生涯学習 スポーツ課
家庭教育支援事業	家庭教育の充実を図るために、保護者などへ家庭教育に関する学習機会を提供します。 ・就学児健診などを活用した子育て講座、思春期子育て講座など ・職場における家庭教育の推進（職場で学ぶ「ワークライフバランスセミナー」） ・子育てマイスター養成講座 ・ノーバディーズパーフェクト講座 ・親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた！」講座 ・親同士の仲間作りや親子のふれあい、子育てについて学び合う学級を開催（乳幼児学級、子育てサロンなど）	生涯学習 スポーツ課
公民館図書室の活用	乳幼児期から学童期以降も、本に親しめる身近な場所として、公民館図書室の読書環境の整備と充実を進めます。	生涯学習 スポーツ課 図書館

事業名	事業内容	担当課
公民館まつり等の開催	各種利用団体、サークル、公民館講座生、幼稚園、保育園、小中学校などが一年間の成果を作品展示・ステージ発表を通じ、園児から高齢者までの交流を図ります。	生涯学習スポーツ課
子どものスポーツ活動支援	青少年の健全育成、仲間・絆づくりを目的とした各種スポーツ教室及び各種軽スポーツ大会を開催します。こどもたちの地域スポーツ活動が活発になるよう、情報の提供や助言など、主にスポーツ少年団の活動を支援します。地域が主体となり設立された総合型地域スポーツクラブの事業や教室開催にともなう活動に対し支援します。	生涯学習スポーツ課
絵本で子育て事業	乳幼児健診の際に、ブックスタートとして年齢に合わせた適書を一人1冊手渡しします。家庭において親子で本にふれあう機会や本との出会いの場を提供することで、本を通して乳幼児期から豊かな心を育てます。	図書館
子どもの伝統芸能・文化活動事業	こどもの伝統芸能や芸術文化活動への参加を支援し、伝統芸能や文化活動に対する理解を深めるとともに、郷土への愛着を深めます。	文化振興課

基本目標2 どんな困難も乗り越え、未来への道をひらく支えを！

(1) 配慮が必要な子どもへの支援

事業名	事業内容	担当課
障がい児を育てる親の交流促進	保護者同士が悩みを語り合う機会や、親子で楽しむ会（親子行事）を行い、親同士の交流を図ります。	発達支援センター
心身障がい児の子育ての学習促進	学習会等を実施して、保護者が障がいや発達について学び、我が子の障がいを受容し、子育てに生かしていけるよう促します。	発達支援センター
心身障がい児の発達支援事業の充実	発達支援の必要な乳幼児を早期発見し、早期療育に繋げ、発達の促進を図ります。また、障がいの軽減及び自立に向けて、通所児と保護者を支援します。	発達支援センター
専門療育スタッフによる指導	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門スタッフによる療育の充実を図ります。	発達支援センター
障がい児教育の充実（就学指導の充実）	医師、学校長などで組織し、心身に障がいのある子ども、生徒に対し、適切な就学指導を図ります。	学校教育課
特別支援教育の充実	小中学校などで、障がいのある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応できる体制を整えます。	学校教育課
配慮が必要な子どもへの支援の充実	配慮を必要とする乳幼児が保育園等を利用する場合、教育・保育体制の確保と関係機関との連携を図り、よりよい育ちの支えとなるように支援をします。	幼児教育課
放課後デイサービスの充実	学校に通う障がいのある子どもに対して、放課後や長期休暇中に生活訓練を行う放課後等デイサービス事業所を通して、障がいのある子どもの生活能力の向上と社会的交流の促進を行います。	社会福祉課
障がい福祉サービスの提供	障がいのある子ども（18歳未満）に対して、自宅での介護等を行う居宅介護、日中に一時的に預かる日中一時支援、身体機能を補完する補装具の購入・修理など各種障がい福祉サービスを行います。	社会福祉課
重度心身障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1・B2、精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者の医療費の自己負担額（保険診療分）を助成します。（所得制限あり）	社会福祉課
難聴児補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴のある児童（18歳未満）に対し、言葉の習得や教育における健全な発達を支援するため、補聴器の購入・修理費を助成します。	社会福祉課
放課後児童クラブ（障がい児受入推進事業）	放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受入を推進するために、必要となる専門職員の配置に要する経費の補助を行います。	子ども家庭課
★子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整えられるよう、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭課

(2) 一体的な相談支援体制の推進

事業名	事業内容	担当課
★養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により養育に支援が必要であると判断される家庭を保健師、家庭児童相談員等が訪問し、養育に関する相談支援を行います。	健康医療課 子ども家庭課
こども家庭センターの運営	すべての子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として「こども家庭センター」を運営し、地域資源や支援メニューを活用しながら、専任の相談員や支援員が妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、要支援家庭やヤングケアラー、ひとり親家庭など困難な状況にある子育て世帯やこどもへの支援を行います。	子ども家庭課
★利用者支援事業	子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡・調整をします。また、子育て支援センターに利用者支援専門員を配置し、「子育てなんでも相談窓口」（基本型）や子育て家庭の身近な場所で気軽に相談できるよう出張相談を行います。	子ども家庭課
★要保護児童・DV防止対策地域協議会活動の実施	児童虐待や生活困窮など支援が必要なこどもや保護者、妊婦の早期発見や適切な支援を図るため、子ども相談センター、教育委員会、警察、保健センター等の関係機関が連携し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し虐待を受けているこどもや、養育支援が必要であるこどもや保護者、妊婦に対し、関係機関で適切な支援を図ります。	子ども家庭課
★地域子育て相談機関	中学校区に1カ所を目安に子育てに関する身近な相談機関を設け子育ての状況把握や、子育てに関する不安解消を図ります。	子ども家庭課
若者の相談支援事業	若者が生活のなかで感じている悩みなどを聞き、関係機関へつなぎます。	子ども家庭課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮に関する相談受付と自立に向けた支援を行います。	社会福祉課

(3) こどもの貧困対策の推進

事業名	事業内容	担当課
母子生活支援施設への入所（再掲）	施設への入所により、母子家庭の自立支援をします。	子ども家庭課
★要保護児童・DV防止対策地域協議会活動の実施（再掲）	児童虐待や生活困窮など支援が必要なこどもや保護者、妊婦の早期発見や適切な支援を図るため、子ども相談センター、教育委員会、警察、保健センター等の関係機関が連携し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し虐待を受けているこどもや、養育支援が必要であるこどもや保護者、妊婦に対し、関係機関で適切な支援を図ります。	子ども家庭課

事業名	事業内容	担当課
子どもの学習・生活支援事業	ひとり親等の子どもに対し学習支援や生活習慣の習得支援を行います。	子ども家庭課
こども食堂への支援	実施団体、関係団体と連携し、情報発信、物資の提供などを行います。	子ども家庭課
こども家庭センターの運営（再掲）	すべての子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として「こども家庭センター」を運営し、地域資源や支援メニューを活用しながら、専任の相談員や支援員が妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、要支援家庭やヤングケアラー、ひとり親家庭など困難な状況にある子育て世帯やこどもへの支援を行います。	子ども家庭課
★子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整えられるよう、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭課
要保護・準要保護児童生徒の就学援助制度	母子家庭などで経済的に苦慮する家庭に対して、小中学校に通うこどもを対象に給食費、学用品費、修学旅行費などの一部を補助します。	学校教育課

基本目標3 子育てをする人に、笑顔とゆとりと喜びを！

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

事業名	事業内容	担当課
子ども医療費 助成事業（再掲）	18歳までのこどもの医療費の自己負担額（保険診療分）を助成します。	社会福祉課
重度心身障害者 医療費助成事業 （再掲）	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1・B2、精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者の医療費の自己負担額（保険診療分）を助成します。（所得制限あり）	社会福祉課
難聴児補聴器 購入費等の助成 （再掲）	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴のある児童（18歳未満）に対し、言葉の習得や教育における健全な発達を支援するため、補聴器の購入・修理費を助成します。	社会福祉課
高校生バス通学 補助事業（再掲）	経済的負担の軽減のため、遠距離通学の高校生の通学定期券購入費用に対して補助を行います。	定住推進課
子育て世帯住み る 応援事業（再掲）	阿木・神坂・山口・川上・加子母地区で住宅を取得する子育て世帯を応援します。補助額30万円。	定住推進課
児童手当の支給 （再掲）	家庭等の生活の安定と児童の健やかな成長を目的として児童手当を支給します。	子ども家庭課
妊婦支援給付金 （出産子育て応援交付金） （再掲）	妊娠・出産時の関連用品の購入や子育て支援サービス等の利用負担軽減を図る「経済的支援」です。	子ども家庭課
岐阜県第2子以降 出産祝金（再掲）	第2子以降の子が生まれた世帯に対し、10万円の祝金を支給します。（岐阜県事業）	子ども家庭課
高校就学準備等 支援金（再掲）	お子さんの中学校卒業後、進学や就職等の準備費用に対する経済的な支援を行います。（岐阜県事業）	子ども家庭課
奨学金貸付制度 （再掲）	進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な方に対し、修学上必要な資金を貸与し、有用な人材を育成することを目的とする制度です。	教育企画課
給食費無償化事業 （再掲）	幼稚園・保育園・こども園に在籍する3歳以上児の給食費のうち、副食費分について月額4,800円を上限として無償化しています。	幼児教育課
要保護・準要保護児童 生徒の就学援助制度 （再掲）	経済的理由で中津川市内の小中学校に通うお子さんの学用品や学校給食の支払いの一部を援助します。	学校教育課

(2) 安心してこどもを預けられる環境整備の推進

事業名	事業内容	担当課
★病児・病後児保育の実施	児童が「病気」または「病気の回復期」であり、集団保育が難しく、保護者が仕事や病気、冠婚葬祭などにより家庭で保育ができない場合に一時的に預かり、保護者の就労支援を行います。	子ども家庭課
★放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場として、放課後児童クラブを実施します。地域の実情に応じた開所時間の延長ができるよう、支援を行います。	子ども家庭課
★ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センターによる一時預かりなど相互援助活動を充実させるため、子育て中の保護者会員（サービス利用者）の利用促進と有償ボランティア（サポーター会員）の確保を市内全域で広げます。	子ども家庭課
★子育て短期支援（ショートステイ）の実施	児童を養育している家庭の保護者が疾病、事故、冠婚葬祭などにより家庭での養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等を活用して、宿泊をともなう子育て短期支援事業を実施します。（原則7日以内）	子ども家庭課
★延長保育の実施	保護者の就労形態の多様化などに対応するため、保育園、認定こども園において午後6時から7時までの延長保育を行います。	幼児教育課
★未満児保育の推進	3歳未満児を公立・私立保育園、認定こども園、小規模保育施設等で受入れます。	幼児教育課
★一時預かりの実施	保護者が仕事・傷病・看護・冠婚葬祭等で、一時的に児童を家庭で保育できない事情に対応するため、児童を次の施設で一時預かり児童として受入れ、保護者を支援します。 ・保育園(東さくら保育園、坂本さくら保育園) ・認定こども園(にしこまの森、南さくら幼稚園) ・小規模保育事業所(家庭保育園くっく)	幼児教育課
幼稚園の長期休業中の保育の推進	夏休み・冬休み・春休みに預かり保育を実施します	幼児教育課
★こども誰でも通園制度の推進（再掲）	保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促します。	幼児教育課

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業内容	担当課
ひとり親医療費助成事業	ひとり親家庭の経済的不安解消のため、母子・父子世帯等の医療費の自己負担（保険診療分）を助成します。（所得制限あり）	社会福祉課
要保護・準要保護児童生徒の就学援助制度（再掲）	母子家庭などで経済的に苦慮する家庭に対して、小中学校に通う子どもを対象に給食費、学用品費、修学旅行費などの一部を補助します。	学校教育課
ひとり親家庭の自立支援相談	ひとり親家庭の相談、就業支援のための講座受講料の一部支給、資格取得に必要な職業訓練費用の負担軽減や資格取得中の生活支援などにより、自立を支援します。	子ども家庭課
児童扶養手当の支給	離婚・死別などでひとり親となった世帯や父、または母が重度の障がいをもつ世帯の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を目的として支給します。	子ども家庭課
母子生活支援施設への入所	施設への入所により、母子家庭の自立支援をします。	子ども家庭課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭のお父さんやお母さんが経済的自立に効果の高い資格を取得するため、6か月以上の養成機関で修業する場合に、その生活費の負担軽減を図るため高等職業訓練促進給付金等を支給します。	子ども家庭課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭のお父さんやお母さんの就業を支援するため、指定された講座を受講した場合、その受講料の一部を支給します。	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭並びに寡婦の方の経済的自立の助長を図り、扶養している児童の福祉増進に役立てるため、様々な資金を融資します。	子ども家庭課
病児保育所利用料の減免	ひとり親世帯や多子世帯（子どもさんが3人以上の世帯）の方が病児保育所（くりっこハウス）を利用した際の利用料を減免します。	子ども家庭課

基本目標4 まち全体で力を合わせ、こどもを育む環境づくりを！

(1) 仕事と子育ての両立支援

事業名	事業内容	担当課
子育てママさん お仕事なんでも講話	子育て支援センターにて、子育て中の母親の仕事さがしや不安な事を講座を通して話し合ったり、各種保険や就活雑学を知ってもらうことを目的に行います。	商工振興課
勤労者総合支援センター (ワーカーサポート センター)の充実	勤労者が充実した職業人生を送り、安心して暮らし続けられるため、困っていることや生活改善などに関する各種相談及び各種セミナー・講習会の開催、人材活用の支援などを行い、勤労者を総合的に支援します。	商工振興課
子育てママ再就職 支援事業	子育て中の母親の再就職に向け、ホームページで、就活事例や企業情報等の紹介、ワーカーサポートセンターで就職相談を行います。	商工振興課
企業の意識向上の 推進	中小企業等に対して事業所訪問などを行い、啓発活動を実施します。また、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業所を増やします。	商工振興課 市民協働課
市民の意識向上	男女の性の違いにとらわれない意識の醸成や、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるため、広報紙・ホームページなどを活用した情報の提供や学習会等を開催します。	市民協働課

(2) 安全・安心なまちづくり

事業名	事業内容	担当課
交通安全教室の開催	幼稚園・保育園・小中学校での交通安全教室を開催します。	防災安全課
スマートフォン・ 携帯電話・パソコン などの情報モラルの 啓発	情報教育、道徳教育において、よりよい人間関係を築いていくことや、犯罪等に巻き込まれないために、必要な知識とモラルを身につけるよう働きかけます。	防災安全課 学校教育課
子どもの安全を守る パトロール隊 (地域安全ボランティア 団体)の推進	こどもたちの安全を守るため、地域でパトロール隊を組織し、学校と連携してこどもたちの登下校を見守ります。また、登下校中の声掛けなどから地域の人とこども達のふれあいの場とすることを目的とします。	防災安全課 学校教育課
子どもの安全を守る家 の推進	こどもたちを犯罪や危険から守るための「子どもの安全を守る家」(子ども110番の家)の指定を推進します。	学校教育課
不審者対応教室の開催	連れ去り防止や不審者対応の訓練を実施し、不審者などからの事件・事故などを未然に防ぐ心構えや体制づくりを推進します。	学校教育課
防犯ブザーの配布	通学等の安全確保のため新入学及び転入児童全員へ防犯ブザーを配付します。	教育企画課
都市内公園などの 安全強化	公園の施設点検と維持管理を行うことで、施設の安全性の向上を図り、誰もが安心して憩うことができる公園を提供します。	建設課

(3) 地域社会で子ども・若者を支えていく仕組みづくり

事業名	事業内容	担当課
子育てボランティア支援	子育て支援団体、読み聞かせサークルなどの各種ボランティア団体への支援を行います。	生涯学習スポーツ課
三世代交流の推進	子・親・祖父母が地域行事、教育・保育機関の行事において、昔の遊びや食べ物を通して交流することにより、地域の教育力の向上を目指します。	生涯学習スポーツ課
老人クラブと園児・児童との交流	各地区老連主催の花植えや芋掘り、一斉清掃において、園児・児童が高齢者と一緒に参加することでふれあい交流を行います。	高齢支援課
コミュニティスクール(学校運営協議会制度)	保護者や地域住民の意見を学校運営に反映しながら、地域とともにある学校づくりを進め、地域で子どもたちの「よりよいひとりだち」を目指します。	学校教育課
放課後子ども教室の実施	小学校区内の子どもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点(居場所)を設けるとともに、地域が自主的に運営する教室の支援を行います。	子ども家庭課
児童館・児童センターの運営	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童センター(2館)児童館(2館)に児童厚生員を配置し、運営します。	子ども家庭課
児童館・児童センターにおける長期休暇時等のこどもの居場所づくり	保護者が仕事などで日中家にいない家庭を対象に長期休暇時の弁当持参による利用。	子ども家庭課
児童館・児童センターにおける世代間交流	子育て支援の行事の1つとして老人クラブや地域のボランティア等と子育て親子の交流行事を行います。	子ども家庭課
園での地域住民との交流活動の推進	地域の伝統行事、地域行事、老人会行事、作品展出展など、行事に参加することにより、伝統や風習にふれながら交流を図ります。	幼児教育課

第5章

量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

(1)教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があると定めています。

本市の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業については、中心市街地の施設は周辺部の各地域からの利用があることや、周辺部の施設においても地域間での利用があるため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は全市1つとして設定します。ただし、確保方策については、地理的条件、人口・交通事情その他社会的条件などを考慮したうえで進めていきます。

■区域設定に係る中津川市における各種条件

地理的条件	市域は東西に28km、南北に49kmと広大であり、中心部までの距離、山間地域特有の高低差がある地形となっている。加子母、阿木、蛭川では下呂市、恵那市に隣接していることから、中津川市内での就労や生活物資の購入等に加え、隣接市における就労等も想定される。
人口	全域に分布はあるが、人口減少の傾向にある。特に山間地域では、少子高齢化が進んでいる。
交通事情	南北に国道19号、257号が中心部への導線となっており、中心部から最も遠い地域では車で50分ほど要する。このような地理的要因によって移動には自家用車の利用が多い。鉄道では名古屋から松本を結ぶ路線の岐阜県最東端の中核的な駅となっている。
社会的条件	平成17年2月に中津川市と旧恵北地域及び山口村との市町村合併を行い現在の中津川市になったが、合併以前から各地域の生活の拠点として、工業団地を中心とした就労、高等学校等への就学等、旧中津川市中心部への移動の状況がある。
市内教育・保育施設利用の流動状況	中心部には幼稚園・保育園（未満児保育の受入れ）施設が複数存在することから、市内各地域から中心部の教育・保育施設の利用が見受けられる。また、周辺部の地域においても地域間での施設利用が見受けられる。
教育・保育施設の整備状況	市街地では、公立・私立の幼稚園・保育園が設置されているのに対して周辺部では、幼稚園、保育園又はこども園のいずれかの設置が多く、特に未満児保育の受入れの無い施設もある。また、少子化の進展により、適正なクラス規模が保たれていない園（地域）も発生している。



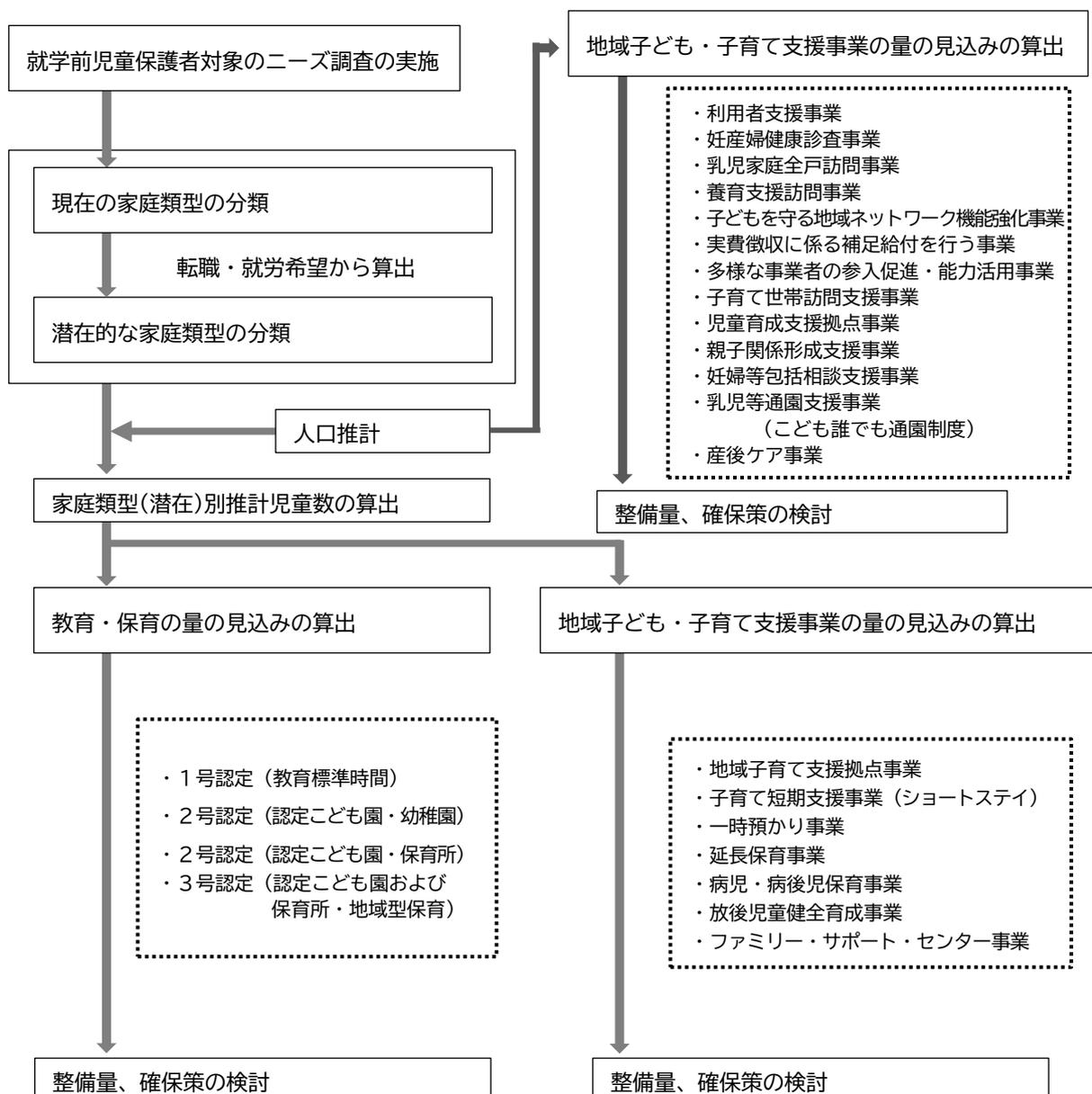
市内の各種条件や状況から、中津川市は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、全市1つとして設定します。

(2) 目標事業量の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況および潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容およびその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和6年2月より実施した「中津川市こども計画策定に関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

■ 目標事業量の見込みの算出の流れ



(3) 教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです。

■ 教育・保育に関する施設

施設	内容
幼稚園	3歳から小学校入学までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	0歳から小学校入学までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。 地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満のこどもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

(4) 認定区分と家庭類型

① こどものための教育・保育給付認定の区分

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます。

また、認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります。

■ 認定区分

認定区分	支給要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定のこども以外のもの
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

■ 利用可能施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となるこども		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用可能施設	幼稚園				
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育事業				

②家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのため、アンケート調査結果を基に、対象となるこどもの父母の有無、就労状況からタイプA～Fの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労意向を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

■ 家庭類型

父親	母親		フルタイム就労 (育児休業等含む)	パートタイム就労 (育児休業等含む)			現在は就労していない 就労したことがない
	ひとり親	ひとりで親		120時間以上	120時間未満 60時間以上	60時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (育児休業等含む)			タイプB	タイプC		タイプC'	タイプD
パートタイム就労 (育児休業等含む)	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプE'	
	120時間未満 60時間以上						
	60時間未満		タイプC'				
現在は就労していない 就労したことがない			タイプD				タイプF

区分	内容
タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月120時間以上+60時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月60時間未満+60時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月120時間以上+60時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月60時間未満+60時間～120時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています	

2 量の見込みと確保の内容

(1)教育・保育に関する基本的な考え方

教育・保育の確保の方策については、中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画に基づき、次の「基本的な考え方」により、進めていきます。

民間との協働を図りながら、認定こども園化を含めたなかで公立園の再編についての検討を進め、適正な集団生活の場の確保と未満児の受入れのニーズに応えます。

【基本的な考え方】

- 公立と民間の役割分担を明確化し、民間との協働を進めます
- 認定こども園化を進めます
- 集団規模の適正化を図るため、公立園の適正配置を進めます
- 発達支援クラスは健常児と交流ができるよう健常児クラスと併設します

(2)教育・保育の量の見込みと確保の内容

アンケート調査結果をもとに、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出しました。しかし、本市の事業の提供状況と合致しない算出方法であったり、適切に利用ニーズを把握できない事業がみられたりしたことから、実態に即した今後の見込みを行うために、必要に応じて算出したニーズ量に補正を行い、量の見込みを設定しました。

① 1号認定・2号認定（教育ニーズ）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）					
1号認定	308	283	275	267	269
2号認定（3～5歳）	93	86	83	81	81
小計	401	369	358	348	350
②確保方策					
1号認定 2号認定（3～5歳）	584	584	584	584	584
特定教育・保育施設 1号認定、2号認定（3～5歳）	289	289	289	289	289
上記に含まれない幼稚園※1 1号認定、2号認定（3～5歳）	295	295	295	295	295
②-①	183	215	226	236	234

※1 特定教育・保育施設に該当しない（新制度に未移行の）幼稚園

② 2号認定（保育ニーズ）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）					
2号認定（3～5歳）	904	831	807	785	791
②確保方策					
2号認定（3～5歳）	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
特定教育・保育施設 2号認定（3～5歳）	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
企業主導型保育施設 2号認定（3～5歳）	-	-	-	-	-
上記以外の認可外保育施設 2号認定（3～5歳）	-	-	-	-	-
②-①	266	339	363	385	379

③3号認定（保育ニーズ）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）					
0歳	27	25	25	24	24
1歳	191	176	171	166	167
2歳	227	209	203	198	199
小計	445	410	399	388	390
②確保方策					
0歳	82	82	82	82	82
1歳	214	214	214	214	214
2歳	249	249	249	249	249
小計	545	545	545	545	545
②-①	100	135	146	157	155
特定教育・保育施設					
0歳	73	73	73	73	73
1歳	194	194	194	194	194
2歳	237	237	237	237	237
地域型保育事業※1					
0歳	8	8	8	8	8
1歳	19	19	19	19	19
2歳	11	11	11	11	11
企業主導型保育施設					
0歳	1	1	1	1	1
1歳	1	1	1	1	1
2歳	1	1	1	1	1
上記以外の認可外保育施設					
0歳	-	-	-	-	-
1歳	-	-	-	-	-
2歳	-	-	-	-	-

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

① 利用者支援事業

【事業概要】

こども及びその保護者等、または妊娠している人がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係機関との連絡調整等を実施し必要な支援を行います。

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、当事者の目線に立ち、寄り添った支援を実施しながら、地域との連携を図る「基本型」と、保健センター等で専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談、情報提供、支援プランの策定などを行う「こども家庭センター型」があります。

【現状】

平成28年12月に子育て支援センターほっとけーきに、子育てに関する総合相談窓口としての「子育てなんでも相談（専用ダイヤル）」を基本型として開設し、相談者を適切な支援先につなげ、育児不安の軽減を図りました。また、利用者支援専門員を育成し、子育て支援センターや児童館、乳幼児学級等に出向き出張相談支援を行いました。

【今後の方向性】

安心して産み育てる子育て支援を充実させるため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の機能をもつ「こども家庭センター」を令和6年度に開設しました。

関係機関と更に連携した体制を充実させていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1か所	4か所	8か所	10か所	10か所
実施か所数（確保方策）	1か所	4か所	8か所	10か所	10か所

② 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供や助言、その他の援助を行う事業です。

中津川子育て支援センターほっとけーき、中津川市子育て支援センターどーなっつ、加子母子育て支援センターくるりんぱ、坂本子育て支援センター、ひと・まちテラス子育て支援センター、蛭川子育て支援センターひるかわっこ、やさか子育て支援センターの7か所と苗木、福岡、落合、付知地区で出張ひろばを行っています。

【現状】

市内7か所の子育て支援センターでの子育てひろばや各種教室を開催し、子育ての孤立化を防ぎ、育児不安を解消するための支援を行っています。

未設置地域には、公民館や公立幼稚園・保育園などの身近な場所に出向き、「出張ひろば」や「おしゃべり会」を行い地域のニーズに応じていますが、保護者へのアンケート調査では、子育てに関する相談者ができる人や場所が「いる/ある」と回答した人が増加しているものの「いない/ない」と回答した人も微増しているため、事業の周知が必要です。

【今後の方向性】

子育て支援センターにおける年齢に合わせた各種ひろばの開催や、子育て相談、情報の提供、その他の援助を行うとともに、事業の積極的な情報発信を行い、子育て世帯への周知に努めます。

各子育て支援センター間の連携を図り、合同での研修等を行い、職員の質の向上に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	31,962人	30,450人	29,946人	29,190人	28,665人
実施か所数（確保方策）	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

③ 妊産婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づく健康診査を実施することにより、妊産婦の健康保持及び増進を図ることを目的とします。

【現状】

妊娠届出をした人に対して、妊婦健康診査受診票14回分と産婦健康診査受診票2回分を交付し、妊産婦健康診査費用の一部助成を行っています。

子育てに不安を感じる親も増えているため、母子の健康を確保するとともに、安心して子育てができるよう妊娠期からの継続した支援が必要です。

【今後の方向性】

安心・安全な出産を迎えるため、個々の状況に応じた保健指導等妊娠期からの健康管理を一層充実していく必要があります。産後間もない時期の心身の健康状態を確認し、必要な支援につなげていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	450人	450人	440人	440人	430人
実施体制（確保方策）	実施場所：国内医療機関 実施体制：健康医療課で母子健康手帳交付時・転入妊婦に受診票を発行 検査項目：【妊婦】基本健診、初回血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査、B群溶血性連鎖球菌（GBS）、血算、血糖 【産婦】基本健診、エジンバラ産後うつ病質問票 実施時期：【妊婦】分娩まで 【産婦】産後8週間まで				

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問して、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける事業です。

【現状】

健康医療課の保健師、助産師が訪問を実施しています。子育て環境の変化により、子育ての不安や悩みに対する支援の強化が求められています。

【今後の方向性】

全戸訪問について、里帰り出産を含め、訪問実施率が下がることがないように実施していきます。また、育児不安や養育能力の不足などのケースは、継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	380件	380件	370件	370件	360件
実施体制（確保方策）	実施体制：健康医療課の保健師、助産師が訪問実施 相談内容：①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供				

⑤-1 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業等は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児援助）を行う事業です。

【現状】

保健師、助産師、保育士等が訪問を実施しています。妊婦、こどもや子育て家庭に対するニーズを把握しながら多様化する事案に対し担当職員等の相談技術の向上などが求められています。

【今後の方向性】

こども家庭センターにおいて、養育支援訪問が必要と判断したこども、子育て家庭に対し専門職が連携しながら支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	70人	70人	70人	70人	70人
実施体制（確保方策）	実施体制：保健師、助産師、保育士が訪問を実施 相談内容：①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供				

⑤-2 こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関（子ども家庭課）の職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取り組みを行う事業です。

【今後の方向性】

関係職員や、要保護児童対策地域協議会構成員の資質向上のために研修などの取り組みを実施します。

⑥ 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

- ・本市はショートステイ事業のみ実施
- ・実施場所：0～2歳は、麦の穂乳幼児ホームかがやき（乳児院）
3歳以上は、麦の穂学園、白鳩（児童養護施設）。

【現状】

現状は、麦の穂乳幼児ホームかがやきと麦の穂学園、令和6年度から里親の3か所で実施しています。

トワイライトステイ事業についても、必要な事態が予測されることから、実施に向けた検討が必要ですが、課題も多く取り組めていない状況となっています。

【今後の方向性】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応するため、状況を把握しながら実施していきます。また、トワイライトステイ事業についても実施に向けた検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	15人	20人	20人	20人	20人
実施か所数（確保方策）	4か所	5か所	6か所	6か所	6か所
提供量	20人	20人	20人	20人	20人
過不足 （提供量-見込み量）	5人	0人	0人	0人	0人

⑦ 子育て援助活動支援事業（子どもファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、地域で相互援助活動を行う事業です。

援助を受けられる会員は、小学校6年生までのこどもをもつ保護者です。

【現状】

子どもファミリー・サポート・センターセンターにはアドバイザーを配置し、援助活動の調整をしています。令和6年度からNPO法人V i v a中津川に事業を委託し、預かり、保育所等への送迎などこれまで行ってきた活動のほか、配慮が必要な家庭への支援にも取り組んでいます。

【今後の方向性】

制度の周知を徹底し、援助を必要とする家庭へ援助が届くよう会員の増加に取り組めます。

また、提供会員養成講習会を実施し安心安全な制度として充実を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	330人	363人	400人	440人	484人
提供量	330人	363人	400人	440人	484人
過不足 (提供量-見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園）

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の求めに応じてこどもを対象に幼稚園において預かりを行う事業です。

【現状】

現状は、市内12か所の公立・私立幼稚園等で実施しています。

公立幼稚園・こども園は、16時まで、私立幼稚園・こども園は、朝8時から始業までと、終業から18時まで実施しています。（園によって多少時間が異なります）

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、私学助成による事業の継続とともに、幼稚園型一時預かり事業への円滑な移行についても、進めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
実施か所数（確保方策）	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
提供量	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
過不足 （提供量-見込み量）	0人	0人	0人	0人	0人

※利用希望者にあわせて実施する事業のため、見込み量と提供量を同数としています

⑧-2 一時預かり事業（保育所、子どもファミリー・サポート・センター等）

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

- ・実施園：東さくら保育園、坂本さくら保育園、めぐみ保育園、のぞみ保育園、にしこまの森、南さくら幼稚園、誠和幼稚園
高山保育園、家庭保育園くっく、家庭保育園くっくネスト
- ・実施事業：子どもファミリー・サポート・センター事業

【現状】

現状は、公立保育園1か所、私立保育園9か所、計10か所で実施しています。

子どもファミリー・サポート・センター事業は、NPO法人V i v a中津川へ委託し実施しています。

増加するニーズに応えるためには、保育士の確保、子どもファミリー・サポート・センターの提供会員の質の向上と確保が課題となっています。

【今後の方向性】

満3歳未満の子どもの保育利用率の高まりとともに、一時預かりに対するニーズは減少傾向にあるものの、今後も認可保育所等で確保を図り、子どもファミリー・サポート・センターでの受入れも進めていきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 (在園児対象を除く一時預かり)		1,420人	1,420人	1,420人	1,420人	1,420人
実施か所数（確保方策）		10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
提供量	保育所等	1,300人	1,300人	1,300人	1,300人	1,300人
	ファミリー・サポート・センター	120人	120人	120人	120人	120人
過不足 (提供量-見込み量)		0人	0人	0人	0人	0人

⑨ 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を延長して実施する事業です。

【現状】

現状は、市内認可保育所と認定こども園等の24か所で実施しています。

減少傾向はあるものの、一定量のある保育ニーズに応えるためには保育士の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

一定量ある保育ニーズに応えるため、今後も認可保育所での延長保育の実施を引き続き行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
実施か所数（確保方策）	24か所	21か所	20か所	20か所	20か所
提供量	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
過不足 （提供量-見込み量）	0人	0人	0人	0人	0人

⑩ 病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期のこどもで、集団保育が難しく、保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない際に、一時的に保育施設で子どもを預かる事業です。

【現状】

平成30年度に中津川市民病院敷地内で中津川市病児保育所「くりっこハウス」を開設し、令和6年度から家庭保育園くっくに事業を委託し実施しています。

従事職員の研修への参加や、利用者のニーズを考慮し、利用しやすい病児保育所運営を行うことで、子育て家庭への支援を行っています。利用定員は10名です。

【今後の方向性】

保育所、幼稚園、こども園や小学校などを通じ、子育て家庭への周知を図り、必要な時に利用しやすい施設として利用促進に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	495人	545人	600人	660人	726人
実施か所数（確保方策）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量	2,440人	2,440人	2,440人	2,440人	2,440人
過不足 （提供量-見込み量）	1,945人	1,895人	1,840人	1,780人	1,714人

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員等の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

現在、各小学校区を基本に24クラブを保護者会へ委託し実施しています。

共働き家庭等の増加により利用希望家庭が増加しています。また、支援の必要な児童の利用が増加しています。

【今後の方向性】

保護者会の運営支援を行います。

毎年利用希望調査を行い、利用希望者の動向をみながら、クラブの改修や増設を計画的に行います。

支援の必要な児童の利用増加に伴う支援員の増加については、国、県の補助を活用し、クラブへの支援を図ります。また支援員の処遇改善に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 1～3年生	561人	572人	553人	535人	485人
見込み量 4～6年生	275人	294人	321人	345人	332人
合計	836人	866人	874人	880人	817人
実施か所数（確保方策）	25か所	25か所	25か所	25か所	25か所
提供量	906人	906人	906人	906人	906人
過不足 （提供量-見込み量）	70人	40人	32人	26人	89人

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

低所得で生計が困難である世帯の保護者が、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

令和6年4月から副食費が無償化されましたが、引続き、低所得者世帯・多子世帯の方に対しては本事業による補助対象とします。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

新規事業者の参入等があった場合には、事業の導入について検討します。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

2020（令和4）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

【今後の方向性】

利用が必要と考えられる対象児童の動向やニーズ等状況を把握しながら、家事支援や子育て支援事業の委託事業者を増やしていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	278人	267人	257人	249人	238人
提供量	278人	267人	257人	249人	238人
過不足 (提供量-見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(年間延べ人数)

⑮ 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

2020（令和4）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

【今後の方向性】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象児童の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。

⑯ 親子関係形成支援事業

【事業概要】

2020（令和4）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【今後の方向性】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象児童の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援の制度化）

【事業概要】

2024（令和6）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

【今後の方向性】

母子手帳交付時に保健師が健康なこどもを産み育てるために必要な保健指導を行い、出産・育児等の見通しが持てるよう全員に面談を実施しています。妊娠7か月頃にアンケートを送付し、希望者には面談を実施するなど安心・安全な妊娠・出産ができるよう切れ目ない支援に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量					
面接実施合計回数	1,350回	1,350回	1,320回	1,320回	1,290回
提供量					
上記以外で業務委託	1,350回	1,350回	1,320回	1,320回	1,290回
過不足 (提供量-見込み量)	0回	0回	0回	0回	0回

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促すものです。

【今後の方向性】

誰でも通園制度については、令和7年度には試行的事業として、令和8年度からの本格実施に向けた各論点における検討が深められます。本格実施の際は本市においても遅滞なく市民に利用していただける準備を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	32人	32人	32人	32人	32人
提供量	32人	32人	32人	32人	32人
過不足 (提供量-見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(年間延べ人数)

⑲ 産後ケア事業

【事業概要】

2024（令和6）年の子ども・子育て支援法改正に伴い産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

【今後の方向性】

産後心身に不調や育児不安があり、家族等からの十分な家事・育児支援が受けられない方を対象に委託関係機関と連携し、多様化する様々なニーズに合わせ、お母さんと赤ちゃんの心身のケアや育児サポートできるよう体制の充実に努めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	65人	65人	70人	70人	70人
提供量	65人	65人	70人	70人	70人
過不足 (提供量-見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(年間延べ人数)

第6章

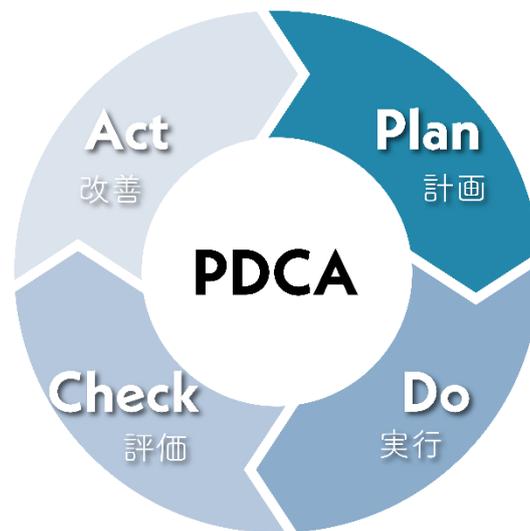
計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考えのもと、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「中津川市子ども・子育て会議」にて施策の実施状況について点検し、これに基づいて対策を実施します。

■ PDCA サイクル



2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、本市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあることから、国や県、近隣市と連携して計画を推進します。

資料編

資料編

1 中津川市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日 条例第 19 号

改正

令和 4 年 12 月 23 日 条例第 32 号

中津川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づく合議制の機関として、中津川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

一部改正〔令和 4 年条例 32 号〕

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務

(2) 子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項の審議

一部改正〔令和 4 年条例 32 号〕

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 子どもの保護者

(3) 地域において子育て支援を行う者

(4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者

(5) 経済団体及び労働者団体の関係者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査させ、又は審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課又は室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月23日条例第32号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員または臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長または部会長は、それぞれ子ども・子育て会議または部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見若しくは説明を聴き、または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課または室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月23日条例第32号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 中津川市子ども・子育て会議委員名簿

■ 令和5年度 中津川市子ども・子育て会議委員

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日（2年間）

区分	氏名	所属団体	役職
有職者	田島 雅子	中津川市教育委員会	
こどもの保護者	大宮 雅博	中津川市PTA連合会	
	古田 景子	中津川市公立幼稚園連合PTA評議委員会	
	武川 菜生	中津川市私立幼稚園育友会	
	小川 和也	中津川市保育園保護者会連合会（私立）	
	長瀬 啓志	中津川市保育園保護者会連合会（公立）	
子育て支援関係者	林 秀一	中津川市学童保育所連絡協議会	
	安藤 広子	子育て支援関係団体	
	田島 輝代	主任児童委員会	副委員長
	大橋 雅樹	（福）中津川市社会福祉協議会	
教育・保育又は養育従事者	大瀧 國嘉	中津川市小中学校校長会	委員長
	田中 和江	公立幼稚園長会	
	丸山 充信	私立幼稚園連絡会	
	神谷 ゆみ	公立保育園・こども園園長会	
	小林 浩二	法人保育所連絡会	
	水野 皓介	小規模保育事業所	
経済団体 労働団体	堀尾 憲慈	連合岐阜東濃地域協議会	
	可知 誠	中津川商工会議所	
	伊藤 広忠	中津川北商工会	
その他	林 弥生	（一社）恵那医師会	

■ 令和6年度 中津川市子ども・子育て会議委員

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日（2年間）

区分	氏名	所属団体	役職
有職者	橋本 あみる	中津川市教育委員会	
こどもの保護者	長谷川 尚輝	中津川市 PTA 連合会	
	近藤 友紀子	中津川市公立幼稚園保護者会代表	
	前田 三奈	中津川市私立幼稚園育友会	
	熊崎 沙也佳	中津川市保育園保護者会連合会（私立）	
	各務 雅人	中津川市保育園保護者会連合会（公立）	
子育て支援関係者	林 秀一	中津川市学童保育所連絡協議会	
	安藤 広子	子育て支援関係団体	
	田島 輝代	主任児童委員会	副委員長
	大橋 雅樹	（福）中津川市社会福祉協議会	
教育・保育又は養育従事者	曾我 隆	中津川市小中学校校長会	委員長
	鎌田 宮樹	公立幼稚園代表	
	丸山 充信	私立幼稚園連絡会	
	神谷 ゆみ	公立保育園・こども園園長会	
	小林 浩二	法人保育所連絡会	
	水野 皓介	小規模保育事業所	
労働団体 経済団体	堀尾 憲慈	連合岐阜東濃地域協議会	
	成瀬 博明	中津川商工会議所	
	志津 竜良	中津川北商工会	
その他	林 弥生	（一社）恵那医師会	

3 計画策定経過

(1)子ども・子育て会議

年月日	内容
令和5年度	
令和5年6月28日	第1回会議 1. 子ども・子育て会議の概要と子ども・子育て支援事業計画について 2. 令和4年度子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 3. 幼児教育・保育施設適正配置計画の進捗状況について
令和5年10月30日	第2回会議 1. 学校施設等適正配置計画について 2. 幼児教育・保育施設適正配置計画について 3. 第三期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
令和6年3月19日	第3回会議 1. 学校施設等適正配置計画について 2. 第三期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について 3. その他
令和6年度	
令和6年6月27日	第1回会議 1. 子ども・子育て会議の役割について 2. 次期計画の策定について 3. 子ども・子育て支援事業計画の実施状況について
令和6年12月18日	第2回会議 ・***** ・*****
令和●年●月●日	第3回会議 ・***** ・*****

(2)アンケート調査

年月日	内容
令和6年2月より順次	本計画 ●ページのとおりに

(3)パブリックコメント

年月日	内容
令和●年●月●日	本市ホームページ及び健康福祉会館1階（子ども家庭課）で閲覧

中津川市子ども計画

発行日 令和7年3月
発行者 中津川市 市民福祉部 子ども家庭課
住 所 〒508-8501
中津川市かやの木町2番1号
T E L 0573-66-1111 F A X 0573-62-0058
U R L <https://www.city.nakatsugawa.lg.jp>